

第5章 文化財の保存又は活用に関する事項

1 鎌倉市全体に関する事項

(1) 文化財の保存・活用の現況と今後の方針

鎌倉市における文化財数は、昭和60年（1985年）から昭和62年（1987年）にかけて鎌倉市教育委員会が実施した文化財総合調査により、未指定の文化財も含め、有形文化財（建造物、書跡、絵画、彫刻、工芸、古文書、典籍）、民俗文化財、天然記念物等、約27,000件が確認されている。

このうち、指定文化財は、令和7年（2025年）8月1日現在、国宝13件を含む国指定189件、神奈川県指定64件、鎌倉市指定331件の総数584件を数える。また、国登録有形文化財（建造物）として46件が登録されている。

国、神奈川県及び鎌倉市指定文化財については、文化財保護法、神奈川県文化財保護条例、鎌倉市文化財保護条例に基づき、所有者等が適切な保存管理及び活用を行い、行政はこれらに関する助言・指導を行うとともに、保存管理や活用のための修理や整備に係る経費について必要に応じて助成を行っている。

市は引き続き、国及び神奈川県と連携し、指導・助言及び修理等に係る助成を計画的に行い、指定文化財等の適切な保存・活用を図る。併せて、未指定の物件については、計画的・継続的な調査研究を進め、それらの学術的、歴史的及び芸術的等の価値を明らかにするとともに、保存・活用に向けた措置を講じる必要性等を見極めながら、順次指定等を行うこととする。

また、年間約1,600万人の観光客が訪れる鎌倉では、現在も鎌倉の歴史や文化を継承している社寺において、境内と建造物、彫刻や絵画をはじめとする美術工芸品等の様々な文化財が年間を通じて公開されている。

鎌倉時代に開かれた寺院跡や武家屋敷の伝承地、山稜部に程近い切通等の指定史跡は、公開することを前提とした整備を順次進めている。

文化財は、地域の成り立ちや歴史・文化を理解する上で非常に重要な役割を担っており、市民や来訪者が文化財の価値や魅力を理解することは、地域への愛着を深めることにつながるものである。また、文化財の活用を図ることは、市の目指す「自然・歴史・文化を未来につなぐまち」（「鎌倉市総合計画-鎌倉ビジョン2034-」「鎌倉ミライ共創プラン2030-」（令和8年（2026年）））の実現に寄与することとなる。

今後は、市内に存する文化財の現況の把握、調査を引き続き進めながら、指定等により文化財の適切かつ確実な保存を行うとともに、市民や関係団体・関係機関等と連携し、デジタル技術の活用など、より効果的な公開・活用の手法の研究を進め、広く積極的な公開活用に努めていく。

これらの文化財の保護の推進にあたっては、特に活用については、現在策定を進めている「鎌倉市にふさわしい博物館基本計画」において、また、文化財保存活用地域計画の作成も検討しつつ具体化していくこととする。

なお、文化財の保存・活用に関しては、その特徴や性質に応じて適切な対応が求められることから、次に文化財の種別ごとに方針を定める。

ア 有形文化財

鎌倉における有形文化財の多くは、中世から現在まで宗教活動を続けている社寺に所在しており、基本的な保存管理は所有者である社寺が行っている。これらの保存管理にあたっては、適切な時期に修理等を行う必要があるため、行政は所有者と緊密な連携を図りながら文化財の状態を適切に把握し、所有者の意向を踏まえ、文化財保護法や県・市の文化財保護条例に基づく専門的な指導・助言及び財政的支援などの措置を講じるものとする。

建造物では明治時代以降に建てられた近代和風・洋風建築物が多数存在し、これらの中には登録有形文化財や鎌倉市都市景観条例に基づく景観重要建築物等の指定を受けているものもあるが、老朽化による破損や耐震上の問題などから、修理や補修に迫られているものが多くみられる。

未指定の近代和風・洋風建築物に関しては、必要に応じて現状把握や学術的価値の検証のための調査及び研究を実施するとともに、登録や指定など、文化財保護法に基づく保護措置を図ることとし、市が所有する物件に関しては、指定等の有無に係らず、その価値と必要に応じて適切な保存を図ることとする。

民間が所有する建造物については、所有者の高齢化や相続等の問題により修理や補修が進まないなど保存に関する問題を抱えるものが多々あるため、所有者の意向を踏まえた保存や利活用のあり方を検討することとする。

イ 無形の文化財

鎌倉においては、「御霊神社の面掛行列」1件が県指定無形民俗文化財として指定されているほか、「鎌倉神楽」、「鎌倉木遣唄^{きやり}」の2件が市指定無形文化財として指定されており、神奈川県文化財保護条例、鎌倉市文化財保護条例に基づき、適切な保護の措置が講じられている。

一方、未指定の祭囃子などの郷土芸能については、地域住民を中心とした人々の努力によって保存継承がなされており、令和7年(2025年)4月1日時点で19団体により組織されている「鎌倉市郷土芸能保存協会」では、相互の連携のもと、毎年、鎌倉市教育委員会との共催により鎌倉市郷土芸能大会を開催するなどの活動を行っている。

しかし、団体によっては芸能を披露する場も限られていることに加え、少子化や高齢化

などの理由も重なり後継者の減少が進み、協会加盟団体も漸減傾向にある。また、これらの無形民俗文化財の詳細な調査は実施されておらず、記録も限定的なものにとどまっている。

今後は、市内に伝承されている無形文化財・無形民俗文化財の詳細調査や記録作成に関する取組を進め、特別に保存と活用の措置を講じる必要があるものについては、国及び神奈川県と協力して文化財としての価値を明らかにしていく。

また、伝承・育成活動及び周知・普及活動については、関係団体との連携を強化し、継承者の人材の確保及び育成のための方策として、郷土芸能大会をはじめとする披露の場の拡充や地域における希少性、継承の必要性を周知する方法などについて協働で検討を進めるとともに、増加する外国からの来訪者にも対応できるよう、周知方法を工夫していくものとする。

このほか、社寺が主体的に実施している祭礼等の伝統行事、民間で伝承される芸能やこれらに関わる工芸技術等についても、状況に応じて必要な支援を行っていく。

ウ 史跡・名勝

市内 27 件の国指定史跡・名勝では「保存管理計画（保存活用計画）」を策定しており、沿革や価値等を整理するとともに、各史跡等の保存・管理・活用の方針を示している。これらの史跡等については、引き続き保存管理計画に基づく適切な保存管理を図るとともに、計画未策定の史跡については、順次計画の策定を進めることとする。

史跡指定地については、効果的・効率的な保存を図るため、現在も宗教活動を継続している社寺の境内を除き、市が所有者の希望に応じて順次公有地化を進めている。

指定史跡数が多く、指定面積も広範に及ぶため、公開活用が十分ではない史跡もあるが、史跡指定地の保存と公開の必要性和土地所有者の希望を勘案しながら、公有地化を継続していく。

公有地化後の保存管理に関する取り扱いについては、ボランティアや地元自治会等民間との連携による人員の確保、基金等の創設やふるさと納税などの新たな資金確保の方策を検討・実施するなどして、適切な保存管理を実施していくこととする。

(2) 文化財の修理(整備)に関する方針

文化財の修理等にあたっては、文化財の特性や保存状態、今後の活用方針等を勘案した上で適切な方法を選ぶ必要があることから、過去の修理記録や関連古文書等資料に基づき実施するとともに、鎌倉市文化財専門委員会への意見聴取、文化庁及び神奈川県教育委員会との協議の実施、個別の修理・整備委員会の設置等、学識経験者や民間団体等の専門家からも指導・助言を仰ぐことを前提とする。

あわせて、文化財保護法や県・市の文化財保護条例に基づく手続きを適切に行うとともに、必要な経費に対して補助金を交付することで、所有者負担を軽減し、文化財の価値の確実な保存を図る。

指定文化財以外の文化財については、所有者の要望を勘案した上で、状況に応じて必要な修理等を行うこととし、特に、歴史的風致の維持向上に深く関わる建造物については、その保存活用を図るため、耐震調査や改修設計、内装の修理や外観の修景を含めた工事等を行うこととする。

加えて、鎌倉市都市景観条例の規定に定める景観重要建築物等については、外観等の修理に必要な経費に対して助成することで、所有者負担を軽減し、都市景観の形成に重要な役割を果たしている建築物等の保存又は活用を図っている。

この他、文化財の所有者等が日常的な点検を行うことの意義に関する意識の醸成や連絡・連携体制の充実に向けた取組についても進めていくこととする。

(3) 文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針

史跡鶴岡八幡宮境内に所在する鎌倉国宝館は、昭和3年（1928年）4月3日に開館した歴史・美術の博物館である。鎌倉国宝館には、鎌倉市内や近隣市町の社寺に伝来する彫刻・絵画・工芸・書跡・古文書・考古資料など様々な文化財のうち、代表的な作品の多くが寄託され、保管・展示されている。昭和49年（1974年）には財団法人氏家浮世絵コレクションを館内に設立し、肉筆浮世絵百数十点のコレクションを保管・展示している。不時の災害から貴重な文化財を保護し、併せて鎌倉を訪れる人々がこれらの文化財を容易に拝観、見学できるよう一堂に展示するという開館当初の目的に基づき、今後も当該施設を活用した文化財の保存・活用を図っていく。

なお、社寺の所有する文化財のうち、鎌倉国宝館に寄託等を行っていないものについては、各社寺の宝物館・収蔵庫等において適切に保存され、適時公開されていることから、要請に応じて必要な支援・連携を図っていく。

このほか、市が所有する文化施設としては、鎌倉国宝館に加え、鎌倉文学館、川喜多映画記念館、鏑木清方記念美術館が挙げられ、市が指定した管理者が運営を行っているほか、現在、子供から大人までが、鎌倉の歴史的遺産・文化的遺産を学び、体験・交流できる場として歴史文化交流館の整備が完了したことから、今後も各施設の連携を深め、有効な利用に向けた取組を図っていく。

また、鎌倉歴史文化交流館に隣接する市有地に、博物館の調査・研究・保存機能の一部として埋蔵文化財センターを設置することも含め、将来的に、より効果的な文化財の公開活用が可能となるよう検討を進めていくこととする。

(4) 文化財の周辺環境の保全に関する方針

鎌倉では、歴史的建造物や遺跡等の文化財と周囲の緑とが一体となって古都の景観が形成されており、これまで古都保存法に基づく歴史的風土保存区域や歴史的風土特別保存地区、都市計画法に基づく風致地区や高度地区、景観法に基づく景観地区、都市緑地法に基づく特別緑地保全地区、神奈川県屋外広告物条例に基づく屋外広告物への規制等により、文化財の周辺環境の保全が図られてきた。

今後も引き続き、文化財保護法に基づく文化財の保全と合わせて、これらの法規制や各種法令に基づく計画や施策との連携を図り、良好な市街地の景観や環境の維持向上に努めることとする。

(5) 文化財の防災に関する方針

風水害、地震、火災等の災害や毀損から文化財を守るとともに、消防・防犯設備の保守・管理及び防災の指導・相談など文化財の適正な管理を行うことを目的として、主に指定文化財建造物を保有する30社寺等（令和7年（2025年）4月1日現在）からなる「鎌倉文化財防災連絡協議会」が組織され、行政と連携した取組を進めている。

また、市では、「災害対策基本法」の規定に基づき、昭和39年（1964年）に「鎌倉市地域防災計画」を策定し、その後東日本大震災を教訓として平成25年（2013年）に大幅な見直しを行い、直近では令和5年（2023年）3月に改定を行った。地域防災計画では、文化財の災害予防のために、文化財の震災対策を確立し、文化財を保護するための事前対策、応急対策等の啓発を図ることを定めているほか、災害発生時、非常時には所有者・管理者が現場の保存を行うとともに、教育委員会等の関係機関に報告すること、指定文化財については被災状況の調査結果を文化庁、神奈川県教育委員会に報告し、文化財等の復旧維持のために対策を立てることとしている。

社寺や各団体等が管理する文化財にあつては、国・県・市の連絡協力体制の強化を図りながら、着実な取組を進めるとともに、社寺等が実施する防災、防犯、施設・設備等の整備に対する補助などの財政的支援、技術的支援などを実施していく。

鎌倉市が管理する文化財にあつては、定期巡視の実施により、保存管理状況や異常の有無などの点検に努め、状況に応じた適切な対応を図っていく。

また、文化財の盗難・毀損等に際しては、市と所有者で連携を取りながら、県・国と協力して適切な対応を図っていく。

(6) 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する方針

市では「(3)文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針」で示したとおり、鎌倉国宝館及び鎌倉歴史文化交流館において収蔵する文化財の公開を目的とする常設展や各種

企画展等を開催するとともに、鎌倉及び近郊の美術工芸品をはじめ、歴史・地理等の関係資料を分野別に紹介する「鎌倉国宝館図録」等の様々な書籍を出版し、鎌倉の歴史や文化についての周知に努めるなど鎌倉の文化財の積極的な活用に取り組んでいる。加えて、建長寺及び円覚寺が毎年実施している「宝物風入れ」の陳列作業を共に行うなどの取組も進めており、引き続き文化財の保存・活用に向けた普及啓発に努める。

また、市内には、国や民間の支援を受けながら地域の文化財を生かしたまちづくりを進める市民団体が数多くあることから、これらの団体が行う活動や協働の取組などについても支援していく。

文化財の公開・活用は、本市の観光振興にとっても重要な役割を担っており、文化財を広く公開・活用するための取組として、史跡等の文化財について説明板の設置など、観光振興等の諸施策との連携を踏まえた活用のあり方についても検討していく。

(7) 埋蔵文化財の取扱いに関する方針

鎌倉には、この地において人々が生活を営んできた痕跡や遺跡が何層にもわたって地下に眠っているが、特に鎌倉時代は、東国における政治・経済の中心地であったこともあり、多くの人々がこの地で生活していたことから、当時の遺物が数多く出土する。

遺跡のうち、市で把握しているものは「周知の埋蔵文化財包蔵地」として地図に記載されており、その範囲は令和7年（2025年）4月1日現在467箇所を数え、面積は市域の約60%に達し、特に、三方を山に取り囲まれ海に面する地域は、ほぼ全域が周知の埋蔵文化財包蔵地となっている。

周知の埋蔵文化財包蔵地内における住宅等の建替えや新築、開発行為や宅地造成等の工事に関しては、事業者に対して文化財保護法に基づく届出の提出を徹底するとともに、神奈川県教育委員会とも連携を図りながら適切な指導を行っている。

やむを得ず埋蔵文化財の現状保存ができない場合には、記録保存のための発掘調査を行うが、市が実施する発掘調査については、調査開始までの待機期間の長期化により事業者の負担が増大している状況にあることから、将来的に埋蔵文化財センターを設置することも視野に入れつつ、まずは調査・研究体制の強化・充実に努めることとする。

市ではこれまで、出土遺物を活用した教育普及活動として、市庁舎内の展示スペースや鎌倉歴史文化交流館における常設展示のほか、年度ごとの発掘調査の成果を周知する速報展の開催や「鎌倉の埋蔵文化財」、「緊急調査報告書」の刊行、学校教育の場で鎌倉の埋蔵文化財を身近に感じてもらうための遺物セットの貸出、埋蔵文化財に関する展示や講座、発掘調査現場の現地説明会・見学会の開催、広報誌、ホームページ等を活用した情報発信等を行ってきたところである。

しかし、保管されている出土遺物の数に比して、遺跡や出土遺物等の埋蔵文化財を公開

する場合は少なく、市民が埋蔵文化財を身近に感じられる機会も充分とはいえない。

今後は、従前からの教育普及の取組を拡充するほか、神奈川県埋蔵文化財センター、神奈川県立歴史博物館との連携による特別展の実施など、より積極的な展示機会の拡充を図るとともに、遺跡の部分保存と公開に対する助成制度や、SNS や AR 等のデジタル技術を活用した文化財情報の提供など、等新たな手法を検討するなど、様々な取組を進めていくこととする。

(8) 教育委員会等の体制と今後の方針

鎌倉市における文化財保護行政は、教育委員会教育文化財部が所管している。

令和7年（2025年）4月1日現在の職員数と専門職員数は次のとおりである。

また、専門職員の内訳は学芸員17名（考古学8、日本史5、彫刻3、絵画1）である。

表5-1 鎌倉市の文化財所管部局職員数と専門職員(学芸員)数（令和7年4月1日時点）

部・課・担当	職員数	勤務形態		職種	
		常勤	非常勤	事務	学芸
教育文化財部	30	20	10	13	17
【部長】	1	1		1	
【次長】	1	1		1	
文化財課	14	10	4	7	7
【課長】	※教育文化財部次長兼務				
文化財担当	10	6	4	4	6
史跡担当	4	4		3	1
生涯学習課	14	8	6	4	10
【課長】	1	1		1	
博物館機能等整備推進担当	※鎌倉歴史文化交流館担当及び鎌倉国宝館担当兼務				
鎌倉歴史文化交流館担当	7	3	4	2	5
鎌倉国宝館担当	6	4	2	1	5

文化財の保存・活用に関する重要事項を調査審議する機関としては、文化財保護法及び鎌倉市文化財保護条例に基づき、学識経験者で構成される「鎌倉市文化財専門委員会」が設置され、市内全域に所在する文化財を対象として、指定に向けた調査や修理事業の実施等について意見を求め、その調査や審議結果に基づく答申を得て、市指定文化財への指定等適切な文化財の保存・活用を進めている。

また、史跡の整備事業等に関しては、史跡アドバイザー会議を組織し、学識者等の助言を踏まえながら進めている。

本市の文化財保護行政の適正な執行にあたっては、その重要性に鑑み、多様化する文化

財の保存・活用に対応し、その確実な推進を図るための体制整備及び人材確保が不可欠であり、社会情勢の変化等に応じ、常に効率的かつ柔軟な組織運営等を図っていくこととする。

表5-2 鎌倉市文化財専門委員会 委員名簿（令和7年4月1日時点 敬称略）

役職	氏名	専門分野	役職等
	遠藤珠紀	中世史	東京大学史料編纂所准教授
	大野 敏	建築史	横浜国立大学教授
副会長	大谷津早苗	民俗学	昭和女子大学教授
	奥窪聖美	漆工史	東京藝術大学非常勤講師
	小林紀子	近世史	横浜市歴史博物館主任学芸員
会長	佐藤孝雄	考古学・仏教史・仏教学	慶應義塾大学教授・高德院住職
	皿井 舞	彫刻史	学習院大学教授
	鈴木伸一	植生学	東京農業大学客員教授
	瀬谷 愛	絵画史	皇居三の丸尚蔵館 学芸部 上席研究員
	御堂島正	考古学	大正大学名誉教授・特遇教授

任期 令和6年6月1日～令和8年5月31日

表5-3 史跡アドバイザー会議 委員名簿（令和7年4月1日時点 敬称略）

役職	氏名	専門分野	役職等
	入江彰昭	緑地計画	東京農業大学教授
会長	大三輪龍哉	考古学	浄光明寺住職
副会長	規矩大義	地質工学	関東学院大学教授（理事長）
	高橋慎一郎	中世史	東京大学史料編纂所教授
	牧野久実	考古学	鎌倉女子大学名誉教授

任期 令和6年5月27日～令和8年3月31日

(9) 各種団体の状況及び今後の体制整備の方針

鎌倉市においては、様々な団体が文化財の保存・活用に関わっており、自然的環境の保全事業に取り組む「鎌倉風致保存会」をはじめ、鎌倉市教育委員会と協働で史跡の維持管理事業を実施する「NPO 法人鎌倉みどりのレンジャー」、社寺や史跡の案内を行っている「鎌倉ガイド協会」、行事等において警備・防犯・パトロールに取り組む「鎌倉ガーディアンズ」、ハイキングコースを歩きながら清掃等を行う「ハイキングクリーン」、落書きや貼り紙の除去、清掃活動に取り組む「キープ鎌倉クリーン推進会議」などが存在する。

また、これらの団体が通常の活動の中で史跡指定地等における巡視等を実施し、倒木やがけ崩れなどの文化財の毀損を発見した場合、市へ通報し、市が対応を図るという体制を

構築している。

市では、市内の自然の風光及び豊かな文化財を後世に伝えるために活動している鎌倉風致保存会の運営を支援しており、同会を運営するための補助金を交付するとともに、鎌倉市風致保存基金に積立てた一般からの寄付金を交付することで、同会の組織の充実と自主的運営の強化を図り、歴史的遺産と一体となった自然環境の保全を図っている。

鎌倉では、古くから市民団体やボランティア等による緑地保全、景観保全、観光振興、まちづくり等の活動が活発に行われてきたが、今後もこうした市民団体等との連携を図りながら、文化財の保存・活用を積極的に進めていく。

2 重点区域に関する事項

(1) 文化財の保存・活用の現況と今後の具体的な計画

重点区域内に所在する文化財の保存・活用にあたっては、既に策定されている保存管理計画（保存活用計画）等に基づき、適切かつ効果的な公開活用に取り組むこととし、公有地化した史跡の活用の検討とともに、必要に応じ、史跡指定地内における歩行路の確保、史跡案内板の設置などの事業を行うものとする。

また、令和2年（2020年）6月に策定した「鎌倉市にふさわしい博物館基本構想」を踏まえ、文化財の適切な保存管理と公開のための機能を有する鎌倉国宝館等の既存施設を積極的に活用するとともに、鎌倉歴史文化交流館においては、鎌倉で出土した遺物の展示等様々な工夫を重ねながら、鎌倉の歴史や文化を学ぶ場、人々が交流する場、情報発信する場としての機能の創出を図っていく。

なお、保存管理計画（保存活用計画）等が策定されていない文化財については、関係法令や条例に従って適切な保護の措置を講じていくこととし、未指定の物件については、必要に応じて計画的な調査研究を進め、順次指定等を行うこととする。

ア 有形文化財

鶴岡八幡宮、建長寺、円覚寺など社寺に所在する国宝及び重要文化財の建造物について「保存活用計画」が策定されており、建造物等の沿革や価値等の整理、保存管理の基本方針が示されていることから、引き続き計画に基づく適切な保存管理を図るものとする。

イ 無形の文化財

無形民俗文化財については、鎌倉市郷土芸能保存協会との協働のもと、五十余年続いている鎌倉郷土芸能大会を継続的に開催することにより、地域に伝わる民俗芸能の価値や魅力、歴史などを広く一般に周知し後継者の育成や保存継承の支援に努めていく。

ウ 史跡・名勝

史跡・名勝に指定されている社寺境内等については、その殆どにおいて「保存管理計画」もしくは「保存活用計画」が策定されていることから、建造物の保存活用計画との整合を図り、引き続き適切な保存管理を図るものとする。

加えて、史跡指定地内の地権者から買取りの要望があった場合は、史跡指定地における枢要な箇所であるかを見極めつつ、機会を捉えて公有地化を図るものとする。

(2) 文化財の修理(整備)に関する具体的な計画

有形文化財は、国指定重要文化財光明寺本堂について、令和元年(2019年)から令和10年(2028年)までの予定で大規模な修理工事を行っている。

史跡は、平成29年度(2017年度)に史跡永福寺跡の環境整備事業を完了し、平成28年度(2016年度)からは史跡大町釈迦堂口遺跡の崩落対策及び公開活用に向けた整備を進めてきた。崩落対策工事は令和5年(2023年)7月に完了し、令和7年(2025年)4月1日現在、史跡の公開に向けた整備を進めている。

重点区域には、市内でも特に多くの文化財が集中しており、鎌倉の歴史を認識する上でも重要な役割を担う文化財の修理や整備を適切に進めていく。



写真5-1 整備が完了した史跡永福寺跡



写真5-2 史跡大町釈迦堂口遺跡

(3) 文化財の保存・活用を行うための施設に関する具体的な計画

鎌倉歴史文化交流館、鎌倉国宝館、鎌倉文学館、川喜多映画記念館、鏑木清方記念美術館においては、訪れる人々が鎌倉に関する歴史や文化を身近に感じられるよう、引き続き展示内容の充実や各施設の連携強化を図っていく。なお、鎌倉歴史文化交流館については、歴史的風致の維持向上に係る啓発活動の拠点施設として運営を進めて行く。

あわせて、「鎌倉市にふさわしい博物館基本構想」の考え方にに基づき、「鎌倉市にふさわしい博物館基本計画」の策定を行う予定である。同計画では、同基本構想で掲げる「エコミュージアム（地域全体を1つの博物館としてとらえ、一体的に整備・運用していく考え方）」の概念を取り入れつつ、既存の博物館を強化するとともに、鎌倉の豊富な歴史遺産を活用した「フィールドミュージアム」、「デジタルミュージアム」を軸として、歴史遺産の公開・活用を促進できるように、引き続き検討を行い、その実現を目指していく。



写真5-3 整備が完了した
鎌倉歴史文化交流館の建物



鎌倉歴史文化交流館
KAMAKURA MUSEUM OF
HISTORY AND CULTURE

KAMAKURA
デジタルミュージアム

埋蔵文化財センター

KAMAKURA
フィールドミュージアム

鎌倉国宝館
KAMAKURA KOKUHOKAN
MUSEUM



図5-1 鎌倉市にふさわしい博物館基本構想の「エコミュージアムの構築」の考え方

(4) 文化財の周辺環境の保全に関する具体的な計画

重点区域内においては、前述した各種法令に基づく計画や施策の確実な実施と合わせて、文化財を核とした周辺景観の向上や面的に広がる文化財を巡る来訪者の利便性向上といった観点から、歴史的遺産を結ぶ散策ルート等の設置や道路、交通施設、公衆トイレ、案内板等の歴史的風致維持向上施設の整備を実施していく。

令和4年(2022年)に鎌倉を題材とした大河ドラマが放映されたことを契機として推進した歴史表示板や観光案内板等の設置など、利便性や地域の魅力を高めるための周辺市街地の環境整備の取組を継続して実施していく。

また、緑豊かな自然的環境と一体となった良好な市街地景観を守るため、重点区域内に広がる緑の適切な管理を図るとともに、古都の景観形成を守るために史跡や寺院背後の緑地等で下草刈り等の「みどりのボランティア」や緑地保全の啓発に取り組んでいる鎌倉風致保存会に対して、運営に係る補助金を交付し、その活動を支援していく。



写真5-4 鎌倉風致保存会の活動の様子

(5) 文化財の防災に関する具体的な計画

鎌倉文化財防災連絡協議会に加盟している社寺については、その多くが年に数回専門業者による火災報知器点検や消火器点検を受けるとともに、機械警備を導入するなど、防災・防犯対策に努めている。

今後は災害の歴史について研究している市の学芸員による講演の機会を設けるなど、情報交換の場としても活用できるようさらに取組を進めていく。

同協議会に加盟していない社寺についても、その多くが防犯対策として、文化財の盗難や損壊等の犯罪に備え、セキュリティカメラや侵入センサー等の設置の他、有人警備などを行っていることから、要請に応じて必要な支援・連携を図ることとする。



写真5-5 文化財所有者による消火訓練

また、市消防本部では、文化財愛護と防火意識の高揚を図るため、毎年1月26日を含む一週間の「文化財防火デー」の期間中に、文化財保有社寺を対象とした立入検査や広報活動、社寺の協力を得て実施する消防訓練などの取組を通じて、引き続き文化財の保存・活用に向けた防災・防犯に努めていく。

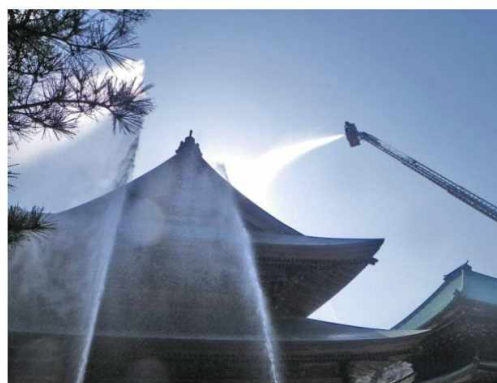


写真5-6 消防隊による延焼防止放水訓練

(6) 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する具体的な計画

鎌倉国宝館では、貴重な文化財の保存・活用のため、建長寺及び円覚寺が毎年11月初めの文化の日前後に、虫干しと一般来訪者への公開を兼ねて行う「宝物風入れ」の際、両寺院から寄託されている文化財を一時返却し、陳列作業を手伝うなどの協力体制を築いており、今後もこの取組を継続していく。

また、鶴岡八幡宮、鎌倉宮、長谷寺等の社寺は、境内の宝物館・宝物殿において文化財の常時公開を行うなど、その活用に関する積極的な取組を実施していることから、要請に応じて必要な支援・連携を図ることとする。

文化財の展示に関しては、整備が完了した鎌倉歴史文化交流館において、鎌倉で出土した遺物の展示や各種イベント等を積極的に開催しており、より効果的な啓発活動の展開を図るものとする。

この他、市指定文化財を逐次紹介、解説する「鎌倉の文化財」の刊行、市の広報誌である「広報かまくら」を活用した市指定文化財の周知、外国人観光客の増加に対応した日・英・中・韓等の多言語対応による文化財説明板の設置、不特定多数の人々がインターネット等を通じて財源の提供等を行う「クラウドファンディング」手法による観光ルート板の作成などの試みも進めていく。

(7) 埋蔵文化財の取扱いに関する具体的な計画

埋蔵文化財については、重点区域内においても文化財保護法に基づき適切に取り扱い、遺跡に影響を与える工事が計画された場合には、これを保存するため設計や工法の変更等について事業者と協議し、やむを得ず現状保存ができない場合には、記録保存のための発掘調査を行っていく。

さらに、重点区域内で実施した発掘調査の際に出土した遺物や現場で撮影した写真の展示を行うとともに、遺跡調査に関する研究発表会を実施していく。

また、「鎌倉の埋蔵文化財」として調査の概要を冊子にまとめ、無償配布を行うことや、市庁舎内において、出土した遺物の展示を行うことなどを通じて、身近な場所での発掘調

査の成果や遺物などに触れる機会を設け、重点区域における鎌倉の歴史や文化についての理解を深める場の創出を図っていく。

(8) 各種団体の状況及び今後の体制整備の具体的な計画

重点区域においては、昭和49年（1974年）まで活動の起源がさかのぼる「かまくら緑の会（現NPO法人かまくら緑の会）」や、市民団体である若宮大路さわやかサポーターズ、若宮大路周辺に店舗を構える鎌倉表駅商友会等が「史跡若宮大路」沿道の清掃活動を実施している。また、市民の有志による源頼朝会にあっては、「史跡法華堂跡（源頼朝墓・北条義時墓）」の清掃活動を毎月13日に実施している。さらに、毎年潮の干満の差が大きくなる5月の休日には、地元の自治会が中心となって「史跡和賀江嶋」の清掃活動に取り組んでおり、家族連れや地元の漁業者、サーファーなどの様々な人々が参加している。

市は、こうした団体が文化財の保存・活用に主体的に取り組んでいけるよう、要請に応じて必要な支援・連携を図るものとする。